

内水面漁業と増殖問題

血 賀 夫

漁業法にいふ第五種共同漁業権には増殖が前提条件となつているが、その他の共同漁業権については法的に何も増殖の義務がなく、単に指導で行つているし、また区画漁業権についても魚種のみは沢山羅列しているに不抱増殖は殆ど行われていない現状に対して今後如何にこれを指導し増殖効果を上げて行くかは吾々に課せられた大きな問題だと思ふ。以下、そのことについての自分なりの考え方をふれてみたい。

I 区画漁業権の増殖問題

現在区画漁業権の免許魚種は一種類の場合は兎も角、二種類、三種類と多種類を漁業の種類としている場合がある。免許の際の増殖条件として「増殖条件の完遂」ということはついているが、魚種全部を人工増殖することはほとんど行われていない。この際指導機関としては一步を譲つて天然産卵をもつて増殖を認めて逐次指導することが妥当であるかどうか。

このことについては「漁業法逐条精義」(水産庁編) 270 頁に

「区画漁業とは一定の区域において営む養殖業である。一定の区域内ということは有形的に区画された区域と狭義に解すべきではない。目的上必要な程度に目的物たる水産動植物を当該水面より散逸せしめず、その区域内に保有し得て養殖するものが、これを把握して管理出来る状態にあり、その成果を享受出来れば良いので、それをなし得る水面を一定の区域といえる。

といつているが、これは貝類などの移動しない動物を頭に置いて考えた構想であらうと思われるが、移動性の魚の場合は他への移動は絶対に出来ないように区画

する必要のあることは勿論である。

ことに内水面において、こひ・ふな・にじます・うなどなどを養殖する場合、管理上、採算上から見て区画を完全にすることは絶対に必須の条件であろう。そしてその上に立つて養殖業を行う必要がある。

ところがその276頁には河川湖沼の魚類養殖業といえども共同漁業権とのバランスから見て増殖よりも、さらに高度の人工手段を施し、増えた結果が顕著であることを要するのであるから河川の場合には非常にせまく仕切られた区域内で、または湖沼内で餌を与えるなどして集約的に養殖する高度の段階のものを魚類養殖とする考えであるとして集約的な養魚のみをもつて養殖と認めている。ここで増殖と養殖を区別しているが、そのことについては

「収穫の目的を以つて人工手段を加え水産動植物の発生または成育を積極的に増進し、その数または個体の量を増加させる行為を養殖という。」とあり、続いて

「水産動植物を自ら収穫し、あるいは一定の対価を受けて他人に採らせるかして繁殖の結果の経済的利益を自己に帰属せしめることを目的とすることを要する。人工手段は加えるが単に魚介類を生息の状態の儘一定の場所に保存するに止り、その数または質量の増加を図るのでない行為は養殖ではない。問題はどの程度の人工手段を加えて水産動植物の発生成育を積極的に増殖せしめれば養殖と認められるかである。自然の発生成育に対して一寸でも手を加えたからといつて、それを養殖

と見ることは出来ない。それをどの範囲まで養殖と見るかは社会通念でつぎのように考える。」

増殖 ①採捕制限を行つて繁殖保護を図る。

②稚魚を放流し、その成育を増進する。

養殖 ①一定の区域を作つて人為的に発生成育を増長する。
と誠にむづかしい説明を試みている。

さて昭和31年2月9日附水産庁漁政部長通牒はつぎのようにいつて以上の考え方を公式に認めている。

31水第1224号

昭和31年2月9日

水産庁漁政部長

北海道水産主務部長殿

内水面の漁場計画について

漁業権の切換のための新規漁場計画については昭和30年6月2日附30水第5553号その他を以て詳細お知らせしてあるが、内水面についてはその特殊性に鑑み若干注意を要する点があるので下記について参考までに連絡するから十分検討の上計画樹立に遺憾のない様御指導相成り度い。

記

1. 第二種第三種共同漁業権と第五種共同漁業権

内水面に於ける漁場計画は資源の保護増殖に依る漁獲増加と云ふ事が主要目的であるから第二種第三種共同漁業権は第五種共同漁業権と併設出来る場合に限り計画に入れることとし単独のものは避けられ度い。

2. 第二種区画漁業権について

(1) 魚類養殖漁業権設定については第五種共同漁業権とのバランス上河川等に於て行はれている単なる種苗放流漁場監視等の増殖手段よりも更に高度の養殖手段を施し増産効果が顕著であることを絶対要件とする。従つて単に種を放流するだけで、その後十分な人工管理を行はない様

なものは区画漁業とは認め難く区画漁業として認めるものは原則として計画的な種苗の移入と積極的な投餌を行ひ、養殖水族の大半が計画的、集約的に検出出来るよう常に対象水族が権利者の高度の管理下におかれるもののみ限定され度い。

- (2) 従来の一部の事例として特別の人工手段としては余りにも消極的であるにかゝらず免許の対象としたものもあるようであるが、これは本来の目的に反し特定人の独占排他のみを助長せしめるような結果になるおそれもあるから、このような計画免許は厳に行はない様慎重を期せられない。(以下略)

つまり積極的に投餌をするもの以外は区画漁業権と認め難いというのである。ところが北海道の現状は種々の制約下にあるため集約的に行うことが困難な実状にあるので、この指示通りに実施することは不可能であろうから、本道においては現状では天然蕃殖保護をも養殖手段と見做し、逐次向上せしめるよう指導する必要があるものと考えられる。本道の多くの区画漁業権者が水面を遊ばせている現状は水面の生産力とそれに対する投資とのバランスのとれないということが最大の原因であろうし、さらに漁業権が設定されている場所及びその附近に漁業権者が住んでいないの多いことも遊休水面を作る大きな原因となつていよう。昭和32年度は漁業権の切替時期である。この機会に指導機関の方針を確立して具体的に指導するとともに業者自身も認識を新たにして斯業の推進を計つてもらいたいものだと思う。

北海道内水面委員会が昭和31年3月27日に出した区画漁業権漁場計画の基本方針はつぎのようにいつている。

昭和31年3月27日

北海道内水面漁場管理委員会 内水面区画漁業権第二次切替に伴ふ 漁場計画の基本方針

内水面区画漁業の魚場計画樹立にあつては水産庁漁政部長通達「内水面の漁場計画について」(31内水第1224号31.2.9)及び水産部長通達「区画漁業権の第二次切替について」(30漁調第1106号30.7.7)により実施することとするが、更に細部の具体的取進めは、この方針によるものとする。

1. 漁場計画について

①漁場計画は既設漁業権を重点に樹立することとなるが、従来とかく権利のみを取得し、いたずらに排他的独占権の弊害のみをもたらす傾向にあるので、漁場が権利者の高度の管理下に置かれていない左記の漁場については原則として今次計画から除外するものとする。

④免許後養殖施設、増殖実績、漁獲実績がなく漁場が荒廃されているもの。

⑤実績報告がなく休業していると認められるもの。

⑥特定人の独占排他のみを助長せしめるような結果を招来する様な傾向のあるもの。

⑦公益上、漁業調整上支障があると認められるもの。

②新規設定の漁場計画については、当該漁場が主観的且つ客観的に見て増殖に適していると認められる積極的な理由のあるものに限る。

2. 増殖計画について

免許申請時の増殖計画に対し内水面漁場管理委員会と緊密な連絡のもとに技術的な検討を加え、年度毎に増殖計画量を示し、適確に実施せしめると共に、毎年1月31日までに行使状況及び増殖実施状況を報告せしめる。なお増殖計画量は漁場の生産限度を技術的に検討し、権利者の経済力等を勘案し権利者の実行し得る目標を示し、逐年基準を引上げるような弾力性のある計画量とする。

3. 漁業権切替後の漁場設定について

総合的な漁場計画に基いて漁業が免許された後は原則として次期切替まで新免許或

ひは漁業権の変更免許は行はないこととするが、新規漁場設定願のあつたときは内水面漁場管理委員会と充分連絡の上現地調査及び公聴会を開催し漁場設定の可否を決定することとする。

Ⅱ 内水面における第二種、第三種共同漁業権と第五種共同漁業権の増殖関係について

漁業法における共同漁業の種類は第一種から第五種まであり、第四種漁業を除き（実際問題として内水面には寄魚及び鳥付こぎ釣漁業はない）他の漁業はすべて内水面にも適用されている。ところが法第127条によつて第五種共同漁業に対しては特に水産動植物の増殖を行うべきことを義務づけているが、その他の第一種・第二種・第三種については増殖についての何らの指示もされていない。随つて内水面に共同漁業権の漁場計画を行う場合第一種・第二種・第三種及び第五種漁業の目的物が同一でない場合は第五種に規定された魚種についてのみ増殖の義務があるものと見做されねばならないのである。漁業法改正の当初は内水面における漁業は第五種共同漁業のみであろうと考えられていた。ところが実際には第一種・第二種・第三種漁業が同時に免許になり然も中には第一種・第二種・第三種の目的物と五種の目的物が異つて免許になつているものもあり、これが第五種と同様に「増殖条件を完遂しなければならぬ」という条件を附されている。

内水面における漁業は増殖をしなければ漁業の維持が出来ないことは明らかなことであるし、漁業権者もそのために条文に関係なく増殖を実施しているのである。その意味からすれば第一種・第二種・第三種

漁業に対しても増殖義務を負わせることが当然であると考えられる。現在の漁業法からすれば第五種以外の漁業に増殖義務を負わせることは指導ということで理解する以外は法的には根拠はないのである。しかし現在本道においては第一種・第二種・第三種に対しても増殖条件を附しているが、これは正しいことであると考えられるが、漁業法にそのことが明示されていないのがおかしいことなのである。

内水面で増殖させるために内水面の漁業は全部第五種共同漁業権に包括させるか、または第五種以外の各種漁業に対しても内水面の場合はすべての漁業に対しても増殖を義務づけるか、または第一種・第二種・第三種に入っている魚種の中で重要なものはすべて第五種にも入れるようにするか、いずれかをえらぶ必要がある。このことについては従来法の法の上では全く不明であつたが、新漁業法の条文解説をした「漁業制度改革」にはつぎのようにいつている。今その一部を記すとつぎのとおりであり、これによると指導によつて第一種・第二種・第三種に対しても増殖条件を附すべきだといつている。

（内水面に於ける第五種共同漁業の免許）
…内水面の漁業権の本質は増殖であることを明示したわけである。之れに依つて従来如くただ河川全体の独占権がほしいと云ふような漁業権は免許されない事となり、増殖の為に必要な場合に限り免許を申請する者は、その内水面の豊度に応じて、いかなる増殖をするかの具体的プランがなければならない。内水面の漁業権の免許には、その内水面が増殖に適していると云ふ、客観的要件と且つ免許を受けたものが増殖すると云ふ主體的要件の両方が必要なのである。実は内水面の漁業権は海と同じ区画漁業権とか共同漁業権とか云ふのをやめて増殖漁業権とでもいつたものを

考へようかと云ふことも考へられるのであるが十分内容がねれなかつたので、一応共同漁業権としたが、その代り増殖の為だと云ふ本質を法文に明定したのである。

第一から第四種までは法律上別に増殖義務を規定していないが第二種・第三種は第五種と目的物を同じくするので第五種の免許を受けないで第二種・第三種のみ免許を受ける事はない。此の様に二・三・五種は同一漁獲を目的とする漁法に依る内訳であり、免許のしかたとしては第二種やな漁業第三種地曳網漁業第五種その他の、あゆの場合はあゆ漁業と云ふことになる。

もちろん例へばさけの如く第二・三種の漁法が主なるもので、それさえ免許を受ければ良いと云ふものもあるが、かゝるものは免許の制限条件で増殖義務を負はせ、この要件を満さない時は免許を与へず一旦免許しても取消すと云ふ様に運用する。湖沼も河川と同様に増殖を要件とし、単に繁殖保護、採捕制限のみをすると云ふ消極的やり方では免許せず、単なる管理にとどまらず、放流等積極的に増殖するを要する。……………

Ⅲ 共同漁業権の増殖問題

本道における実態から見ると今までの共同漁場は相当広い範囲に涉つて区域をとり、そこに棲息している漁種の大部を漁業権の対象としている。そしてこれが第一・二・三・五種漁業として、それぞれ別れているので、この区域を完全に管理し、かつ対象魚全部について増殖の義務を果すことは経費、人員などの都合でほとんど不可能である。漁場区域を広くとつても管理人を置き遊漁者から入漁料をとる方法を講じ、またはそれによつて増殖をするか、または禁漁区、禁漁期の設置など漁場保全の手段を講ずると良いのだが、漁業権の「取りつばなし」で終つている現状は、漁場を単に専有し、それを有効に利用しようとする意志のない

ことを示すものである。勿論湖沼関係の組合では魚種の中で最も経済的な特定魚種についてのみ人工孵化及び稚魚の放流など増殖を実施している組合が多いが、河川関係の組合については何もしていないのが現状なのである。

さて一体このような現状は何が原因になつているのであろうか。一、二考えられることをつぎに掲げて見る。

1. 区域を可及的に広くとるのは、そこから上る利益を組合員の専有にしようとの意図によるものであろう。また河川湖沼の単位面積当の生産力は土地に比して遙かに少いことが面積を広くとる原因である場合もある。
2. そのために莫大な、そして不必要な管理費を要することとなる。
3. 現在の内水面組合には、これら広大な区域を管理し、かつ増殖を実施する力がない。それは投資と生産の「バランス」がとれないからである。
4. 内水面の生産物は特殊なもの（さけますなど）を除いては市場が確立していない。随つて一貫した事業計画の樹立が困難である。（このことによつて組合の一元集荷が困難である。）
5. 河川組合においては放流魚が自己の地区外に移動するおそれがあるため孵化放流事業を行う意欲をおこさない。特に第五種漁業以外の魚種についてはなおさらである。

昭和28年11月24日水産庁は次長名をもつて、これら内水面における第五種共同漁業権の増殖について各都道府県知事に左記の指示を与えているが上記の理由からこの指示は忠実に守られていない。

しかしこれは、あくまでも指導上の一つの方針であるから現地の実状によつてはこれをそのまま実施に移すことなく、各府県はこれを基本として具体的増殖方法を起案し、実施させるようにすることが望ましい方法であろう。

28 水第 9971 号

昭和 28 年 11 月 24 日

水産庁次長

北海道知事宛

内水面における第五種共同漁業権の増殖について（通達）

内水面に於ける第五種共同漁業は漁業法第 127 条に規定されている様に、漁業権者が増殖をする場合に於ては免許出来ないものであるから免許に際しては、増殖の基準又は目標を定め、之れを実施し得る能力を有する漁業協同組合を選定免許された事と思はれるが最近免許後 1 ケ年間の増殖実施状況を調査し御報告願つた処、目標をはるか下廻る組合を多く数える状態である。この様な状態では内水面漁業の発展は勿論、現状を維持することさえ憂えられるので、今後増殖目標を完遂し水面を高度利用する様下記の点に充分御留意の上御指導相煩し度い。

- 1) 増殖の意義及び義務を再認識させ増殖目標を達成する様関係者に徹底させる事。
- 2) 漁業権者であり、且つ増殖事業施行の責任者である漁業協同組合を育成、強化して増殖の負担にたえ得る様にする事。
- 3) 放流魚種にあつては種苗の確保が第一であるので其の需要関係を検討し種苗確保措置に万全を期す事。
- 4) 特定魚種のみ増殖している傾向があるが水面の高度利用上から好ましくない場合も生ずるので総合的利用を充分考える事。
- 5) 増殖を怠つている場合については漁業法第 128 条第 1 項の規定は免許された漁業の中の一漁業についても適用されるものであるから増殖を怠つている魚種について同項の規定の適用も考える事。
- 6) 現在示されている増殖目標は毎年検討すべきもので逐次増殖目標を高める事が理想であるが、増殖の地域的及び技術的可能

と組合の持つ経済力を勘案して最も実質的な線で実行すべき計画をたてる事。

この指示は第五種共同漁業権の魚種についてのみふれているが内水面の漁業が第五種以外のものもあることからしてその他の（第一・二・三種漁業権）漁業権の対象魚についても、やはり考えらるべきものであろうことは前章で述べた通りである。

さてこの通達にいつている増殖という語が餌料を与えて育成する高度の養殖のみを指すものとすれば、そのまま共同漁業権者に実施させることは、これまた前述の理由によつて特定魚以外は困難だと考えられる。

随つてわれわれは各河川湖沼の実状に依じて、その豊度、増殖可能の方法などを総合的な観点から検討し、人為的孵化放流以外に天然現象の保護をも増殖手段として認め、その上に立つて第五種は勿論、その他の漁業権についても積極的に増殖を行わせるよう指導することが妥当な行き方だと考える。このことについては漁場計画を樹立する時に単に「増殖計画を完遂しなければならない」という条件のみをつけ具体的に指示しなかつた指導機関にも大いに反省しなければならない点がある。

新漁業法の施行後全国の試験研究機関が日本で重要な増殖魚種の一つである「鮎」についての放流基準調査を急いで実施した事実は指導機関にこれらの問題についての具体的資料のなかつた一つのあらわれだと思われるし、またこの調査が今後の指導機関の焦点課題となるであろうことは論を俟たない。

（道孵化場次長）